

韓国知的財産ニュース 2017 年 7 月後期

(No. 347)

発行年月日：2017 年 8 月 2 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、7 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 KIAT、サムスン電子と提携し技術開放を進める
- 2-2 第 4 次産業革命時代における知財権の百年大計を模索する
- 2-3 韓国政府、韓流コンテンツの拡散や保護に向け著作権の通商機能に力を入れる
- 2-4 新特許庁長に成允模（ソン・ユンモ） 国務調整室経済調整室長を任命
- 2-5 新任特許庁長、審査官を増員し、特許品質を高める

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁の産業財産権紛争調整による成立率 50%に迫る

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 特許庁、営業秘密の等級に関するガイドラインを提示
- 5-2 特許庁、2017 青少年発明フェスティバルを開催
- 5-3 きめ細かな特許行政モニタリング、改善効果が抜群
- 5-4 特許庁、補正予算で IP-DESK、IP コンサルタントを拡大
- 5-5 特許庁、科学技術情報通信部などと共同で「青少年発明記者団合同取材大会」を開催
- 5-6 これからは避暑地に宅配を届けます！

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 KIAT、サムスン電子と提携し技術開放を進める

電子新聞(2017.7.17)

韓国産業技術振興院（以下、KIAT）は17日、サムスン電子が開放した815の優秀技術を中小・中堅企業に無償で移転する「技術開放」を実施すると発表した。

「技術開放制度」は大手企業などが保有する未活用技術を開放することで大手・中小企業が同伴成長できる協力システムをつくり、中小・ベンチャー企業が技術競争力を確保できるよう支援する政府の革新型事業である。

KIATは未活用特許技術の活用を促し、中小企業の技術競争力を向上させるために大手企業を対象にして2013年から「技術開放」を行ってきた。今年はポスコに続きサムスン電子と技術開放を進める。

サムスン電子による「開放技術」は通信ネットワーク、電子機器、マルチメディア、ソフトウェア・セキュリティ、半導体、環境エネルギーに関する特許で計815件となる。KIATは開放技術の種類が多いため技術を紹介する資料を提供し、申込受付期間を1カ月から2.5カ月に延長する。技術説明会も2回開催し、中小・ベンチャー企業が十分な準備ができるよう後押しする。

技術説明会では開放技術を分析した結果と関連技術の産業・市場動向についての説明が行われる。また、サムスン電子の担当者とのマンツーマンでの相談も可能だ。

KIATは技術移転を希望する中小・ベンチャー企業から9月29日までオンラインで申込を受け付ける。技術リストと詳細についてはKIATホームページの事業公告 (<http://www.kiat.or.kr/site/contents/inform/index2.jsp?menuID=001001002&boardTypeID=304>) で確認できる。

2-2 第4次産業革命時代における知財権の百年大計を模索する

韓国特許庁(2017.7.19)

韓国特許庁は7月18日(火曜)午後2時にソウル JW マリオットホテルで第4次産業革命時代における知財権制度の改善策および政策方向を模索するために「知識財産未来戦略委員会」を発足させ、初会議を開催した。

同委員会は特許・商標・デザインなど知財権の専門家、第4次産業革命における主要技術分野の専門家と業界代表、学界の専門家および政府関係者ら約20人からなる。

最近、第4次産業革命により、人工知能による創作物の知財権の帰属、ビッグデータの活用と保護など新しい 이슈が登場したため、国内外的に知的財産法・制度全般に対し、検討を求める声が上がっている。

特許庁は昨年「人工知能による創作物の法的保護策」など特定の 이슈に対する研究を行ったが、今回は範囲を拡大し、第4次産業革命における中核技術の動向と知財権に対する影響、新制度の必要性などを含め、総合的な知財権法・制度の改善策を模索していくと発表した。

特許庁は今年の年末までに同委員会を通じて特許・商標・デザイン・不正競争防止法など分野別の知的財産制度における改善事項を発掘し、対応策を講じる予定だ。

会議では特許・ビッグデータから見た第4次産業革命における知的財産の戦略方向(韓国知識財産戦略院の本部長)、第4次産業革命時代の知的財産 이슈(韓国知識財産研究院の本部長)について議論が行われた。

まず、韓国知識財産戦略院の本部長が第4次産業革命の主要技術であるモノのインターネット(IoT)と人工知能(AI)の特許・ビッグデータを分析し、韓国技術の競争力を評価し、源泉・標準特許を創出するための戦略を提示した。

続いて韓国知識財産研究院の本部長は「第4次産業革命時代における知的財産 이슈」と題し、主要国の知的財産をめぐる政策現況とAI・ビッグデータ・3Dプリンティング・ブロックチェーン技術に関する知財権 이슈を紹介した。

特許庁産業財産政策局の局長は「第4次産業革命により、国・企業間の新技術の先取り競争が熾烈になっているため、これに対応できるIP戦略策定と知財権制度の整備が急務だ」と

し「知財権だけでなく、さまざまな分野の学界・業界の専門家からなる同委員会を通じて第4次産業革命に先制的に対応する国家知財権制度の百年大計を模索する」と述べた。

2-3 韓国政府、韓流コンテンツの拡散や保護に向け著作権の通商機能に力を入れる

電子新聞(2017.7.24)

韓国政府による著作権の通商機能がさらに強まる。また、対外著作権政策も今後、韓国国内のコンテンツ産業保護に影響を与えると見込まれる。

24日、文化体育観光部(以下、文体部)と韓国著作権委員会によると、文体部は通商機能を強化するために文化通商チームを文化通商協力課に格上げし、著作権委員会は最近、著作権通商チームを新設した。

文体部は従来、対外文化サービスの通商業務を行った文化通商チームを、チームから課に格上げした。所属は従来通り著作権政策官の傘下である。これで著作権局は3つの課と1つのチームから4つの課へと拡大する。

このように文体部が著作権通商機能の強化に取り組むのは韓流コンテンツの拡散は言うまでもなく、自由貿易交渉(FTA)でも韓国文化を保護するためとみられる。

文体部の関係者は「主な通商交渉で文化・体育・観光分野の専門性を強化するために担当組織を設置する」とし「中国と東南アジアなどで猛威を振るった韓流コンテンツが最近、衰えているため文化サービスの通商レベルでも勢いを維持するために組織を設けることにした」と述べた。

新設される文化通商協力課は部処間の調整を経て来月10日から組織に組み込まれる。国内外の著作権分野における研究や紛争の調整役割を行う著作権委員会も著作権通商チームを新設した。著作権通商チームは著作権委員会の政策研究室の下で国際協力チームとともに対外業務を行っている。

著作権委員会の関係者は「今月10日から著作権通商チームを新設し運営している」とし「韓流コンテンツの安定的な流通のために著作権を保護するとともに産業研究を通じて通商交渉でも肯定的な影響を及ぼす」と説明した。

このように政府と傘下機関が著作権の通商機能を強化する背景には韓国のコンテンツを世界市場に流通することができるという自信がある。2015年のコンテンツ産業の輸出額

は 56 億ドルと前年比 7.4%増加した。年平均輸出の伸び率も 7.1%となっている。

今回の組織改編には対外通商への働きかけも反映されたという指摘がある。著作権委員会の関係者は「最近、米国が米韓 FTA の見直しを要求しており、中国は THAAD (サード) 問題で韓流エンタメを中国市場から締め出す、限韓令を発するなど文化サービス全般の通商に対し調査する必要性が訴えられた」とし「著作権通商チームの新設には対外的雰囲気も反映された」と述べた。

2-4 新特許庁長に成允模 (ソン・ユンモ) 国務調整室経済調整室長を任命

電子新聞(2017.7.26)

成允模 (ソン・ユンモ) 国務調整室経済調整室長が新特許庁長に任命された。5 月に崔東圭 (チェ・ドンギョ) 前特許庁長が退任してから約 2 カ月 15 日ぶりのことだ。

韓国の文在寅 (ムン・ジェイン) 大統領は 26 日、成允模国務調整室経済調整室長を新特許庁長に任命した。中小企業中央会の常勤副会長は中小ベンチャー企業部の次官に、仁川地方警察庁長は海洋警察庁長に抜擢された。

同日、大統領府のスポークスマンは成允模特許庁長が産業政策に精通する官僚であり、迅速で無駄のない仕事の仕方、円満な人間関係・コミュニケーション能力を持っており、特許庁の発展をリードする人物だと説明した。



成允模新任特許庁長

1963 年生まれ、大田出身の成庁長は大聖高校・ソウル大学経済学部を卒業。ソウル大学行政大学院で政策学の修士号を、米国のミズーリ大学で経済学の博士号を取得した。第 32 回行政考試に合格し、中小企業庁経営販路局長、産業通商資源部政策企画官・スポークスマンなどを務めた。

2-5 新任特許庁長、審査官を増員し、特許品質を高める

電子新聞(2017.7.27)

「審査官増員・専門教育で特許品質を高める。特許審査期間を 10 カ月に維持して出願(申請)人の予測可能性を上げる。産業部、国家知識財産委員会など関係機関とさらなる協力を行い、業務成果を上げてほしい」



27 日に政府大田庁舎の大講堂で就任のご挨拶を述べているソン・ユンモ特許庁長
資料：韓国特許庁

27 日、ソン・ユンモ新任特許庁長が発表した就任のご挨拶の主な内容である。ソン庁長は「第 4 次産業革命時代における勝者の要件である知的財産の創出・保護・活用を支える特許庁に努めることになって嬉しく存じ上げる」とし「新政権の特許庁長として責任も感じる」と述べた。

就任のご挨拶の内容は、審査・審判処理期間の維持および需要者の満足度向上、第4次産業革命に対応する知的財産の創出・活用促進、5大特許庁長官会合（IP5）協力枠組みの強化、関連部処間の協力拡大などである。

ソン庁長は審査・審判処理については「特許と商標の処理期間をそれぞれ10カ月、5カ月など一定水準を保ち、出願人の予測可能性を上げたい」とし「さまざまな審査サービス提供、審査官増員・専門教育実施などで審査品質を高めたい」と述べた。

また、第4次産業革命に対応する知的財産の創出・活用については「政府・民間による研究開発の全過程に特許データを積極的に活用し、高付加価値の特許創出を支援し、収益を生み出す知的財産環境を形成したい」とし「中小企業の創造的なアイデアや知的財産の奪取・流出を防ぐ」とも述べた。さらに「IP5 協力枠組みを強化し、韓国の立場を積極的に反映する」とも訴えた。

最後に「特許庁内の職級・職列間の壁を壊し、産業部、国家知識財産委員会など関係機関との協力を強め、特許庁の業務成果を上げてほしい」と述べた。

下記は就任のご挨拶の全文である。

特許庁の皆様、お会いできてうれしいです。ソン・ユンモです。

特許、実用新案、商標、デザインなど知的財産の創出・保護、活用を支える知的財産の主務部署である特許庁で、大韓民国の最高人材といえる皆様と一緒に勤務することになりまして非常に嬉しく存じ上げます。しかし、国民により誕生した新政権の新任特許庁長という重責を任されたことについては責任も感じています。

知的財産をめぐるグローバル環境は大きく変化しています。人工知能（AI）、ビッグデータなど新技術の拡張と融合に代表される第4次産業革命という大きな変化のうねりが全世界で起きています。世界各国は第4次産業革命を知的財産革命と位置づけ、知的財産を競争優位に活用しようと国レベルで取り組んでいます。グローバル企業も知的財産を先取りし、市場で独占的な地位を確保するために熾烈な競争を繰り広げています。

新政権は第4次産業革命に積極的に対応し、韓国経済の発展における転機を迎えていきます。知的財産は第4次産業革命時代で勝者になる上で欠かせないカギとなります。これから特許庁は革新を具現化した知的財産の確保を積極的に支援し、第4次産業革命に対応する第一線で、産業競争力の確保に中核的な役割を果たす必要があるでしょう。私

は特許庁に与えられた任務と新政権の国政目標および戦略を履行する上で精魂を傾けたいと思っています。

まず、特許庁の中核業務である審査・審判業務の処理期間や品質に対する信頼と需要者の満足度を画期的に上げていきます。特許、商標などの審査処理期間を10カ月、5カ月など一定水準を維持し、出願人の予測可能性を高めていきます。そして現場と話し合うさまざまな審査サービス提供、審査官増員、審査官向け専門教育実施など審査品質の向上を図るために持続的に努力していきます。

次に、第4次産業革命に対応する革新を具現化した知的財産の創出・活用を促していきます。政府と民間による研究開発の全過程で特許、ビッグデータの活用を促し、高付加価値の特許創出を支援します。また、知的財産権を活用した金融の活性化、大学・公共機関が保有する知的財産の産業現場での活用促進などにより、知的財産を効果的に活用し、収益を生み出せるような知的財産環境を形成します。同時に中小企業の創造的なアイデアや知的財産が奪取されたり流出したりすることを事前に防ぎ、知的財産の公正な価値を守ります。さらに、人工知能による創作物など、新技術領域を知的財産として保護するために柔軟な知的財産制度を設け、第4次産業革命時代に見合った、強いながらも柔軟な知的財産保護制度を定着させていきます。

最後に、グローバル知的財産分野における韓国の存在感とリーダーシップを強化していきます。IP5 協力枠組みを強化し、知的財産をめぐる国際秩序の形成に韓国の立場を積極的に反映させていきます。主要国とは相互審査協力体制を強化して国際協力を多角的に展開し、特許審査代行サービス輸出、海外への韓国型特許情報システム普及などを通じて知的財産行政による韓流を持続的に拡大していきます。

本日この場で特許庁の皆様の前で約束したいことがあります。これからは私から壁を崩し、皆様とのコミュニケーションに邁進していきます。そして皆様の悩みを解決するためにも最善を尽くします。

皆様をお願いしたいこともあります。皆様、熱い胸と冷たい頭を持ち、国民に感動と解答を与えられる知的財産サービスを提供してください。そして特許庁内の職級・職列間の壁を壊し、産業部、国家知識財産委員会など関係機関とさらなる協力を行い、特許庁全体の業務成果を上げてください。一丸となって第4次産業革命時代時代をリードしていく特許庁を作っていきましょう。ご清聴ありがとうございました。

2017年7月特許庁長ソン・ユンモ

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁の産業財産権紛争調整による成立率 50%に迫る

韓国特許庁(2017. 7. 19)

韓国特許庁は 19 日、複雑な産業財産権をめぐる紛争を当事者間の話し合いで短期間で解決できる産業財産権紛争調停委員会が最近、脚光を浴びていると発表した。

産業財産権をめぐる紛争に関する実態調査によると(*)、侵害紛争を経験した企業の訴訟費用は平均で 5,800 万ウォン、特許侵害訴訟の審理期間は 3 審までで平均で 40.2 カ月かかることが明らかになった。

*2015 年に行われた国内知的財産権紛争に関する実態調査(特許庁)、特許訴訟管轄の改善および訴訟代理の専門性を高める方策に関する研究(国家知識財産委員会)

一方、特許庁の産業財産権紛争調停委員会を通じた場合は、双方が該当分野の専門家との話し合いを通じて 3 カ月以内に最も合理的な解決策を導き出し、別途の申請費用もかけずに紛争を解決することができる。

特許庁の産業財産権紛争調停委員会は 1995 年に設立された以降、2017 年 6 月まで計 208 件の産業財産権をめぐる紛争を受付・処理しており、平均調停率は 27%となっている。2017 年の場合は 6 月までの調停率が 47.6% (21 件のうち 10 件が調停成立、取下げ又は進行中の事件 (5 件) は除外) となっている。

これは民事訴訟における本案事件の調停成功率である 16%を大幅に上回るもので、特許庁の紛争調停委員会が産業財産権分野における紛争解決に一助している証拠だといえるだろう。

特許庁は 2017 年から産業財産権紛争調停委員会の運営事務局を設置し、担当者の配置、紛争相談、調停制度の広報などを通して制度をより身近にし、事件を迅速に処理できるよう取り組んでいる。

特許庁産業財産保護協力局の局長は「特許審判・訴訟実務に詳しい専門家が紛争調停委員会に参加するため、まるで訴訟や審判を進めたような、信頼できる結果を導き出すことができる」とし「そうした信頼できる調停の結果が調停率の高さという形で現れてい

るようだ」と述べた。

産業財産権紛争調停は所定の申請書 (www.kipo.go.kr/adr) を作成し、紛争調停委員会 (ip.adr@korea.kr) に提出すれば申請可能だ。詳細については韓国知識財産保護院が運営する産業財産権紛争委員会事務局 (1670-9779) までお問い合わせを。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 特許庁、営業秘密の等級に関するガイドラインを提示

韓国特許庁(2017.7.6)

韓国特許庁は営業秘密を等級別に区分して管理できるように秘密等級の自己確認サービスを実施すると発表した。

営業秘密として保護するためには秘密等級を付与し、等級に見合う管理努力を行わなければならない。しかし、これまでは何の情報をも何の秘密等級に分類すべきかに対するガイドラインが設けられず、中小企業が秘密等級を分類する時に困難な場合があった。

これを受け、特許庁では研究を重ね、韓国の状況に見合った秘密等級体系をつくった。また、オンラインホームページでも簡単に活用できるようにサポートし、企業の実務者の業務負担の軽減も図った。

営業秘密等級の自己確認サービスは、企業から集めた約 190 種類の経営および技術情報類型に対する等級照会機能を提供する。キーワード検索で簡単にほしい情報に対する推奨秘密等級が確認できる上、直接等級分類に必要な要素 (*) を評価して営業秘密等級を算出することもできる。

* 情報創出および維持費用、算出情報水準、情報活用度、情報活用の波及効果などを加重値により評価 (上、中、下)

特許庁産業財産保護協力局の局長は「営業秘密を保護する上で最初にすべきことは秘密等級を付与し、等級に合った保護措置を取ることだ」とし「難しい手続きなしにキーワ

ードの検索だけで確認できるだけに自己確認サービスが企業現場で広範囲で活用されることを期待する」と述べた。

営業秘密等級の自己確認サービスは営業秘密保護センターのホームページ (www.tradesecret.or.kr) で提供し、等級分類および営業秘密保護方法に関する詳細については営業秘密保護センター (1666-0521) までお問い合わせを。

5-2 特許庁、2017 青少年発明フェスティバルを開催

韓国特許庁(2017. 7. 20)

韓国特許庁と韓国発明振興会は発明教育の大衆化と発明に親しむ社会の雰囲気作りのために7月21日から23日まで3日間ソウルのCOEXで「2017 青少年発明フェスティバル」を開催する。

「Impossible? I'm possible!」をスローガンに掲げて開かれるこのイベントは優秀な小中高生による発明品を展示する「大韓民国学生発明展示会」と創造性コンテストである「大韓民国学生創造性チャンピオン大会」を中心にさまざまな発明体験プログラムを提供する韓国最大規模の青少年発明祭典である。

今年で30回を迎える「大韓民国学生展示会」では国務総理賞には晋州明新高校3年生と昌原科学高校3年生が、WIPO 事務総長賞には世宗市トゥル高校3年生、朝鮮日報社長賞には利川高校3年生が選ばれた。他にも奇抜で斬新なアイデアで輝く約170点が受賞作に選ばれ23日までに展示される。授賞式は初日の7月21日行われる。

*2017 年大韓民国学生発明展示会への出品点数：計 977 校から 9,445 点

また「第17回大韓民国学生創造性チャンピオン」の本選大会も21日から23日まで開催される。地域別の予選を通過して選ばれた全国の小中高生100組が創造性を競うこの大会で優秀な成績を収めたチームは国家知識財産委員会委員長賞、特許庁長賞などの賞状と副賞を受ける。

*2017 年大韓民国学生創造性チャンピオン大会への参加申込組数：913 組 (5,478 人)

他にも VR 仮想現実体験、ドローンなどの新たな技術を体験できるプログラムと創造性を増進させる体験型プログラムを運営し、観客も参加して楽しめる特別な機会を提供する。

特許庁産業財産人材課の課長は「この大会を通じて青少年の創造性や発明意識の向上を図るだけでなく、国民全体が発明に親しむことができる発明祭典の場になることを期待する」と述べた。

この大会の詳細については韓国発明振興会のホームページ (www.kipa.org) あるいは電話 (02-3459-2748, 2752) でお問い合わせを。

5-3 きめ細かな特許行政モニタリング、改善効果が抜群

韓国特許庁(2017. 7. 26)

韓国特許庁は2017年上期特許行政モニター団の中で優秀提案者8人を選び、特許庁長賞を授賞する(最優秀賞1人、優秀賞3人、奨励賞4人)と発表した。

特許庁は毎年産業財産権の出願・登録手続きなどモニタリング分野を決め、モニター団員が申請者になってシステムを体験する。その後、改善が必要な部分について提案すれば、それを制度やシステム改善に反映し、優秀な内容を提案した人には褒賞をしている。

*特許行政モニター団は、企業の特許担当者、産学協力団の知財権担当者、大学(院)生などからの希望者30人でつくる。

今年の上期には亜州大学の産学協力団で知的財産権の管理者の提案が最優秀賞に選ばれた。提案内容は、特許登録原簿などを同時に数件発給してもらう際に、一件でも登録番号などを書き間違えれば最初から全部やり直さなければならないという手続き上の不便さの見直しを要求したことだ。

特許庁はこの提案を受けて特許出願ホームページ(patent.go.kr)で登録番号の記載が正しいかを自動的に検証できる機能を加え、申請者が書き間違えた番号だけを直せば発給申請ができるようにする予定だ。これで特許登録原簿などの発給時間が短くなる。

他にも特許庁は、デザインの国際出願時に提出する出願書式作成プログラムの「デザイン説明」欄に記載する単語数の自動確認機能や英文委任状の自動生成機能を加えてほしいというモニター団の提案を受けて書式作成プログラムの機能を補うことにした。

この機能が加わると、「デザイン説明」欄に記載した単語数が自動的に計算できるため、出願人は単語数超過により追加手数料(*)が発生するかどうか簡単に確認できる。さらに、国際出願書に作成した内容のうち必要項目だけをチェックすれば自動的に委任

状が生成するため、出願人がより便利で迅速に書式を作成することができるようになる。

* 「産業デザインの国際デザイン登録に関するハーグ協定」によりデザインの国際出願時に「デザイン説明」の単語数が 100 を超すと、2CHF (約 2,400 ウォン) の追加手数料を支払わなければならない。

特許庁は、特許行政モニター団の提案内容が現在のシステムにおける不便な部分を発掘し、改善に貢献すると判断し、モニター団のモニタリング分野を国民向けサービスに広げていく見通しだ。

特許庁情報顧客支援局の局長は「モニター団の活動に感謝している」とし「今後も特許行政モニター団のモニタリングに耳を傾け、特許顧客がより便利に使えるような、きめ細かな行政サービスを提供する」と述べた。

5-4 特許庁、補正予算で IP-DESK、IP コンサルタントを拡大

韓国特許庁(2017. 7. 26)

韓国特許庁は 2017 年度補正予算を通して、輸出に携わる中小・中堅企業が海外で知的財産権紛争によって受けうる被害を未然に防ぐことができる基盤を拡大したと発表した。

この補正予算には海外知的財産センター (IP - DESK) 2 カ所の追加設置および国際知財権紛争の予防のためのコンサルティング支援拡大に使われる 12 億ウォンが含まれている。

IP - DESK が新たに設置される地域はインドとインドネシアである。この地域は模倣品の流通割合が高い上、この 5 年間、韓国企業による特許・商標出願が急増するなど現地における知財権の保護が急務だ。そのため IP - DESK をいち早く設置することで海外に進出する韓国企業の知的財産権をめぐる問題点を解消する拠点としての役割を果たそうというものだ。

* 米商工会議所傘下のグローバル知的財産センターの「世界模倣品規模に関する報告書」によると、模倣品流通国家順位でインドは世界 3 位、インドネシアは 8 位であることが明らかになった。

** 【インド】 商標 (2011) 247 件 → (2015) 851 件 (244%増)、特許 (2011) 731 件 → (2015) 1,664 件 (155%増)

【インドネシア】商標 (2011) 94 件→ (2015) 555 件 (490%増)、特許 (2013) 268 件
→ (2015) 432 件 (61%増)

特許庁は海外に進出する韓国企業の現地における知的財産権の競争力を向上させるために、海外進出が活発で知財権をめぐる紛争が起きるリスクが高い国家を中心に 6 カ国 12 カ所の KOTRA 海外貿易館で海外 IP - DESK を運営している。

* IP - DESK 設置地域：中国 (北京、上海、青島、光州、瀋陽、西安)、米国 (ニューヨーク、LA)、日本 (東京)、ドイツ (フランクフルト)、タイ (バンコク)、ベトナム (ホーチミン)

尚、特許庁は「紛争予防コンサルティング」を通じて輸出に携わる中小企業の知財権紛争回避および対応戦略などへの支援をしており、2016 年には前年比 40% 増の 487 社をサポートした。

今回の補正予算ではコンサルティング支援の早期締め切りにより支援が不十分だった第 4 次産業革命に係る技術保有企業およびスタートアップなどにも支援を拡大するために事業予算 10 億ウォンを確保し、年末までコンサルティング支援ができるようにした。

特許庁の関係者は「IP - DESK の追加設置とコンサルティングの拡大を通して輸出に携わる中小・中堅企業の知財権紛争による被害が未然に防げる土台を作った」とし「KOTRA、韓国知識財産保護院などの関係機関と積極的に協力し、予算が問題なく執行できるよう点検を強化する」と述べた。

5-5 特許庁、科学技術情報通信部などと共同で「青少年発明記者団合同取材大会」を開催

韓国特許庁(2017. 7. 27)

韓国特許庁の国際知識財産研修院は発明文化の拡大に向け 7 月 29 日から 8 月 6 日まで科学技術情報通信部の国立中央科学館、韓国発明振興会と共同で「青少年記者団合同取材大会」を開催すると発表した。

この大会の目的は発明・科学文化に関わる代表的な大会の 1 つである「全国小中高校生科学発明品コンテスト(*)」を通じて小中高校生がさまざまな取材活動を経験することで、発明に対する関心を持たせ、青少年に発明活動および科学に対するモチベーションを高めることにある。

*全国小中高校生科学発明品コンテストは1979年から始まり、今年で39回を迎える。7月29日から8月6日まで政府世宗コンベンションセンターで開催される。

記者団は今年度に出品された約300点の発明品コンテスト作品を見た後、取材活動として記事、エッセイ、コラムなどを作成する。特許庁青少年発明記者団(*)、科学夢記者団(**)など発明や科学に関心を持つ青少年なら誰でも参加可能だ。

*2005年から特許庁で運営

**2012年から国立中央科学館で運営

小中高校生記者団が8月6日までに作成した原稿を提出すれば、発明教育専門家からなる審査委員が表現力、斬新さなど5つの評価項目により審査し、最優秀賞(科学技術情報通信部長官賞)、優秀賞(国立中央科学館長賞)、奨励賞(国際知識財産研修院長賞)、特別賞(韓国発明振興会長賞)など、計10人の受賞者を選ぶ。

特許庁の国際知識財産研修院長は「この大会で記者団の小中高校生が発明と科学文化に対する関心を高め、将来における発明人材に成長できる契機になることを期待する」と述べた。

大会に関する詳細については特許庁の国際知識財産研修院のホームページ(iipti.kipo.go.kr)および国立中央科学館のホームページ(www.science.go.kr)で確認できる。

5-6 これからは避暑地に宅配を届けます!

韓国特許庁(2017.7.31)

無人航空機を利用して購入者が指定した場所で受け取れる日もそう遠くない。

韓国特許庁は無人航空機に関する技術開発と応用範囲の拡張に伴い、貨物運送や配達など物流輸送用無人航空機に関する特許出願が2014年から急増していると発表した。

2013年アマゾンが「プライムエア」という配送サービスを公開した以降、ドイツの物流大手DHL、米グーグル、米ウォルマート、韓国の物流大手CJ大韓通運などは通称「ドローン」で知られる無人航空機を利用した物流輸送に強い関心を示してきた。

このような傾向を反映するように2013年までには一切なかった物流用ドローンに関す

る出願件数は 2014 年の 7 件をはじめ、2015 年には 25 件、2016 年には 31 件と増え続けている。

飛行時間の長さのような技術的問題や飛行空域の規制など、物流用ドローンが乗り越えるべき壁は依然として存在する。しかし、従来の交通手段では入りにくい地域への配送や救援物資配送などの人道主義的なサービスを皮切りにその使用範囲はますます拡大すると見られるため、今後も関連出願件数は持続的に増加する見通しだ。

この 3 年間 (2014 年～16 年) の出願人別の動向を見ると、大学および研究所による出願件数が 23 件と全体の 37% を占めており、個人 21 件 (33%)、企業 19 件 (30%) の順であった。

ここで注目すべきは、個人と中小企業による出願件数は 2015 年の 11 件、2016 年には 18 件と急増した一方、大企業による出願件数は 2015 年に比べ減少したことだ。これは、大企業が 2014 年から技術開発を開始したが、技術的限界および規制などにより最近、研究開発が進まないのに対し、2015 年から物流用ドローン開発に本腰を入れ始めた個人と中小企業は遅ればせながら関心を持って積極的に取り組んだ結果だといえよう。

技術別の動向を見ると、物流ドローンシステムを管制したりネットワークしたりする物流配送制御技術が最も高い割合 (35%) を占めており、ドローンに貨物を積載したり固定したりする技術 (32%) および離着陸を誘導する技術 (13%) に出願が集中していることが分かった。また、韓国にはマンションのような集合建物が多いため、配送物をベランダで受け取る地上受取技術 (13%) に関する出願も着実に増えていることが分かった。

特許庁次世代輸送審査課の課長は「物流用ドローン技術が初期段階であるだけに、関連分野における知的財産権の確保は市場を先取りする上で重要な手段であるため、持続的な技術開発とそれをいち早く権利につなげることが何より求められる」と訴えた。

特許庁は有望技術分野における知的財産権の競争力を強化するために、「特許戦略 (IP - R&D) 支援事業」を持続的に進めており、第 4 次産業革命による技術パラダイムの変化に対応し、「第 4 次産業革命に備えた特許・実用新案審査基準」を今年末までに設ける予定だ。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム